

発委第5号

平成24年6月20日

浪江町議会議長 吉田 数博 様

提出者 浪江町議会運営委員会
委員長 鈴木 辰行

原発再稼働決定の撤回を求める意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条の2第5項及び会議規則第14条第3項の規定により提出します。

原発再稼働決定の撤回を求める意見書(案)

政府は去る 16 日、関西電力大飯原発 3, 4 号機の再稼働を決定した。

しかし、福島原発事故の原因究明もされていないばかりか、政府及び国会事故調査委員会の検証も途上である。これまで政府、東電は「原発は安全。」と言い続けてきたにもかかわらず、我々町民は「想定外」の原発事故の危険に遭遇し、全町民がこれまでの生活のすべてを破壊され、何年後に帰れるかも予測できない避難生活を余儀なくされている。政府は、今回の再稼働決定にあたり「事故防止の対策と体制は整っている。」「安全基準を確認した。」としているが、大飯原発敷地内の断層調査を求める専門家の知見も排除し、政府が指示し、電力会社が行うべき「30 項目」の暫定の「安全基準」さえもその半ばにあり、最悪の事故を想定した避難計画もない。さらに独立した原子力規制機関もない、使用済み核燃料最終処分も確立していないなど、ないないづくしの再稼働は無謀極まりないと言わざるを得ない。我々は福島悲劇を二度と繰り返さない、繰り返させない、との痛切な思いのもと、脱原発へ向け、再生可能エネルギーへの転換を求め原発の再稼働決定の撤回を強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 24 年 6 月 20 日

福島県双葉郡浪江町議会

内閣総理大臣 様

経済産業大臣 様

環境大臣 様

内閣府特命(原子力行政)担当大臣 様 宛